

豊中市徘徊対応支援会議設置要綱

(目的)

第1条 地域共生社会の推進、及び地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築に向け、認知症や障害があっても本人の意思が尊重されるとともに、本人を介護・介助する家族を支援し、住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくることができる、支え合いのまちづくりを推進することを目的とし、豊中市徘徊対応支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の調査審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる徘徊に関連した事項を調査審議する。

- (1) 住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる仕組みづくり
- (2) 当事者を介護・介助する家族の支援策
- (3) 誰もが、その人なりのやり方で支える活動に参加するための機会づくり
- (4) 徘徊に対する市民への理解促進の方策
- (5) 徘徊対応支援ツールを使用した模擬訓練の企画ならびに広報のための手法

(会議の組織および運営)

第3条 会議は、別表に掲げる組織をもって構成する。

- 2 議長は、地域共生課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は、長寿安心課長の職にある者をもって充てる。
- 4 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。
- 5 会議は、議長が招集する。
- 6 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、又は意見を聴き、若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、福祉部地域共生課において処理する。

附則

この要綱は、令和元年(2019年)11月11日から実施する。

別表

豊中市（長寿安心課・障害福祉課・地域共生課・長寿社会政策課）

豊中市社会福祉協議会

豊中市消防局

豊中警察署

豊中南警察署

豊中市介護保険事業者連絡会

豊中市老人介護者(家族)の会

豊中市地域包括支援センター連絡協議会

豊中市障害者啓発活動委員会

豊中市障害者自立支援協議会